

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔通薬元弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主発電機水素ガス温度指示計に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・校正	D	
3	4号機	原子炉建屋1階北側と南側の制御棒駆動水圧制御ユニット上部足場へ上る梯子開口部落下防止用のアクリル板に破損が認められたため、当該アクリル板を交換	D	
4	4号機	タービン建屋2階換気空調系排気ファン電動機側軸受の給油口の付け根部より油がにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	5号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器復水器出口温度計点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度計を修理・校正	D	
6	5号機	中央操作室内の制御盤に扉の閉不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
7	5号機	タービン建屋屋上壁面のモルタルに剥がれが認められたため、当該壁を点検・修理	D	
8	5号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋搬入口シャッターのゴムパッキンに剥がれが認められたため、当該シャッターを点検・修理	D	
9	6号機	タービン建屋低圧復水ポンプ室入口通路床面にひびが認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
10	集中環境施設	ページング装置（プロセス建屋1階搬出入口）に通話不良が認められたため、当該ページング装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで